

国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会について

1 開催趣旨

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により、国の地方公共団体に対する関与等のあり方が抜本的に見直され、第三者機関による係争処理手続等も整備された。

しかしながら、国の是正の要求・指示に対し、地方公共団体がこれに応じず、かつ、審査の申出も行わない場合には、係争処理手続等が活用されず、問題が解決されないまま継続するという課題が残されてきたところであり、現実にはそのような事態が生じている。

こうした課題を解決するため、公正で透明な国・地方間の係争処理のあり方等について、調査研究を行う。

2 スケジュール（予定）

- 21年7月23日 第1回研究会
 - ・ 現行制度の課題について
 - ・ 論点について
- 8月28日 第2回研究会
 - ・ 論点について
- 9月29日 第3回研究会
 - ・ 論点について
- 10月23日 第4回研究会
 - ・ 報告（骨子）の検討
- 11月 第5回研究会
 - ・ 報告（案）の検討
 - ・ 報告のとりまとめ

国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会
メンバー名簿

(座長)

塩野 宏 東京大学名誉教授

(座長代理)

高橋 和之 明治大学法科大学院教授

(委員)

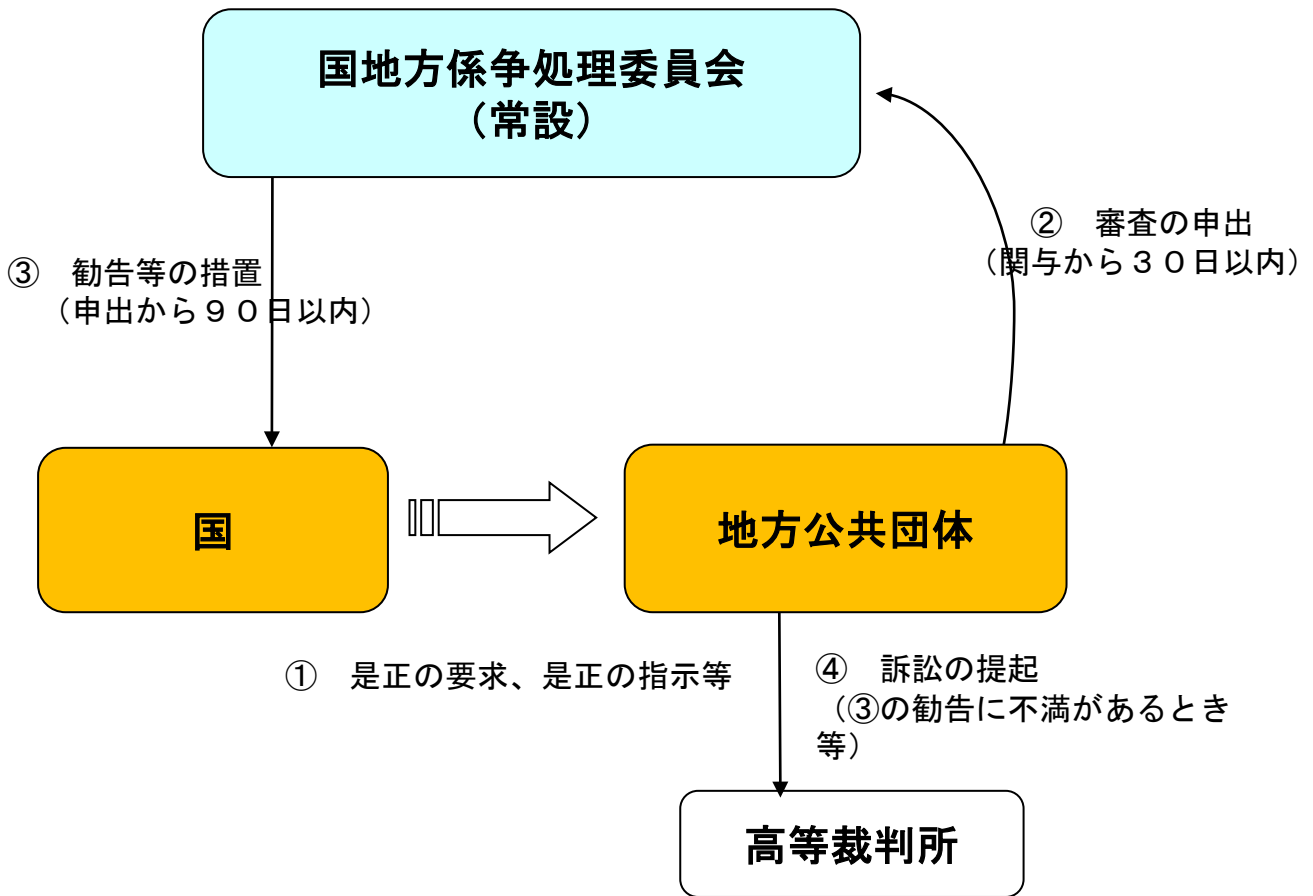
青山 正明 弁護士・桐蔭横浜大学法科大学院客員教授

斎藤 誠 東京大学大学院法学政治学研究科教授

牧原 出 東北大学大学院法学研究科教授

山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科法務専攻教授

渡邊 顯 弁護士



○これまでの処理案件

横浜市勝馬投票券発売税に対する総務大臣の不同意に係る審査の申出について（平成13年）

【概要】

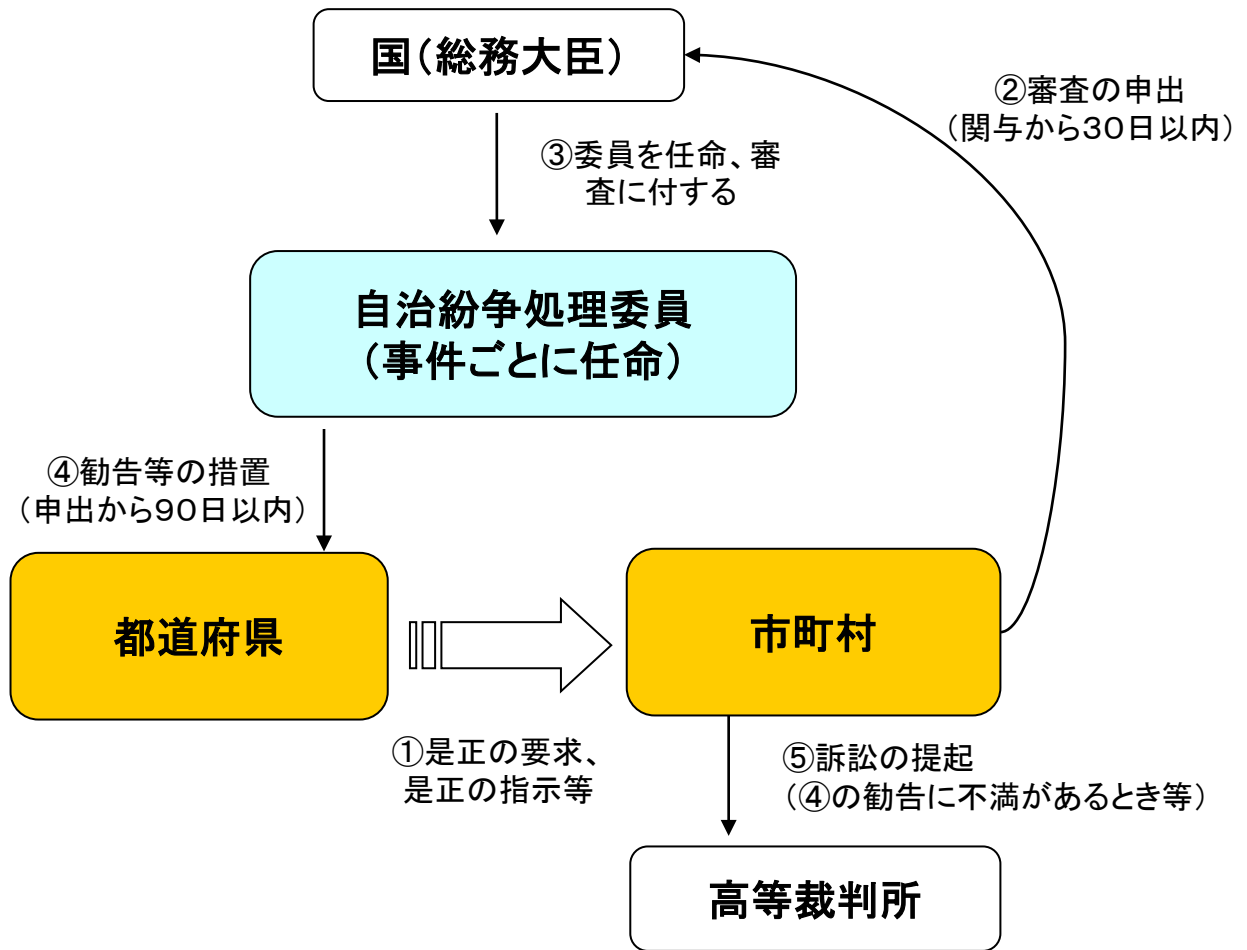
国地方係争処理委員会は、普通地方公共団体に対する国の関与について、地方公共団体の長等からの審査の申出に基づき審査を行う。

国の関与が違法又は不当であると認められる場合には、国の行政庁に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告等を行う。

【特徴】

- 対象: 関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの、不作為、協議
- 委員: 常設(5名)
- 期間: 申出から90日以内に勧告等の措置を行う。
- 勧告があつたとき、国は勧告に即して必要な措置を講ずる義務がある。地方公共団体は、委員の審査の結果に不服があるとき等は高等裁判所に訴訟を提起することが可能

自治紛争処理委員制度の概要



○これまでの処理案件：なし

【概要】

自治紛争処理委員は事件ごとに任命され、市町村に対する都道府県の関与について市町村の長等からの審査の申出に基づき審査を行う。

都道府県の関与が違法又は不当であると認められる場合には、都道府県の行政庁に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告等を行う。

【特徴】

- 対象：関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの、不作為、協議
- 委員：事件ごとに任命（3名）
- 期間：申出から90日以内に勧告等の措置を行う。
- 勧告があったとき、都道府県は勧告に即して必要な措置を講ずる義務がある。
市町村は、委員の審査の結果に不服があるとき等は高等裁判所に訴訟を提起することが可能

主な論点について（案）（修正）

1. 総論について

- ① 国の是正の要求等に対し、地方公共団体がこれに応じず、かつ、審査の申出等も行わない場合、係争処理手続等が活用されず、問題が解決されないまま継続するという課題について、いかに考えるか。
- ② 国等からも訴え提起等ができる仕組みを考えるべきか。
- ③ ②の場合、地方自治の観点から、いかなる配慮が必要か。

2. 国等から訴え提起等に向けた手続を開始できる場合について

- ① 国等が是正の要求等を行った場合で、地方公共団体が不服申立期間等に不服申立等を行わなかった場合に、国等は、訴え提起等に向けた手続を開始できるとすべきか。
- ② 又は、地方公共団体から訴え提起等に向けた手続を開始できる場合との整合性を図る観点から、①以外の場合でも、国等は、訴え提起等に向けた手続を開始できるとすべきか。

3. 訴訟の形態について

- ① 新たな訴訟を考える場合、いかなる訴訟の形態とすべきか。
 - ア 違法確認型の訴訟とすべきか。
(条文イメージ：「国等は、裁判所に対し、国等が指示した事項を地方公共団体が行わないことが違法であることの確認を求めることができる。」)
 - イ 義務づけ型の訴訟とすべきか。
(条文イメージ：「国等は、裁判所に対し、国等が指示した事項を行うべき旨を地方公共団体に命ずる裁判を請求することができる。」)
その場合、差止め型の訴訟を同時に設けることが必要か。
(条文イメージ：「国等は、裁判所に対し、国等がしてはならないと指示した事項を行ってはならない旨を地方公共団体に命ずる裁判を請求することができる。」)
- ② 地方分権推進委員会第4次勧告において違法確認型の訴訟が勧告され、以下の理由から制度化に至らなかったが、新た

な訴訟を考える場合、いかに説明するか。

- ・ 是正の要求等について地方公共団体が一定期間内に不服を申し出なければ、義務違反について争えなくなるのであるから、違法確認の勧告・判決に執行力がない以上、是正の要求等に従わないことの違法を確認する意味はない。

4. 「訴え提起に向けた指示」について

- 新たな訴訟を考える場合、
 - ア 是正の要求等とは別に、訴え提起の前提として、是正の要求等の具体的内容を、行うべき期限を定めて指示する「訴え提起に向けた指示」が必要か。
 - イ 是正の要求等により、違反の是正又は改善のための必要な措置を講じなければならない法的な義務が発生していることに鑑みると、「訴え提起に向けた指示」は不要か。
 - ウ 是正の要求等により、具体的な措置義務が発生している場合に限り、訴え提起が可能とする仕組みも考えられるか。

5. 訴え提起に向けた「加重要件」について

- 「訴え提起に向けた指示」を設ける場合で、自治事務の場合には、「違法であること」に加えて、「明らかに公益を害していると認めるとき」といった要件を加重すべきか。

6. 判決の執行力を担保する仕組みについて

- その必要性や具体的仕組みについて、どのように考えるか。

7. 国地方係争処理委員会等の審査・勧告について

- 国等からの訴え提起を考える場合、地方からの訴え提起の場合と同様に、国地方係争処理委員会等の審査・勧告を求める手続きを前置することとすべきか。

8. 国等からの訴え提起等以外の方策について

- 国の是正の要求等に対し、地方公共団体がこれに応じず、審査の申出等も行わない場合、問題が解決されないまま継続するという課題の解決に資する方策※として、国等からの訴え提起等以外に、検討すべきものがあるか。
(※例えば、長に対する不信任議決の要件の緩和や、個別の地方公共団体の是正措置を規定する特別法の制定（憲法95条に規定する住民投票が必要）などが考えられる。)

「主な論点について（案）」に対する各委員の主な意見

1. 総論について

＜国による訴え提起等の必要性について＞

- 国からの指示や要求に従わないことによって生じている不利益が当該団体限りにとどまるのであれば、当該団体の判断であり構わないのではないか。一方、国全体あるいは他の団体が重大な不利益を受けている場合や、当該団体の内部で人権侵害が生じているような場合には、国による是正措置が必要となるのではないか。
- 国からの指示や要求に従わないことによって生じる不利益が経済的不利益のみであるならば、当該団体にそのコストを負担させるという解決方法もあるのではないか。
- 単なるコストの問題ではなくて、公益という言葉になると思うが、当該住民の利益だけではなく、近隣のみならず、あるいは日本国の市町村にこういった影響を及ぼすといった意味で、不利益を生ずることがあるのではないか。
- およそ国法の適法性の維持は、国の責務であるから、公益を害するかどうかにかかわらず、国は違法な行為を是正すべきであるという、ドイツ的な議論もあり得るのではないか。
- 地方公共団体の側からの不服審査申出制度や訴訟制度が整備され、一定の異議申立ての機会は確保されているのだから、特に公益を害する場合だけ手当てするという考え方は、余りにも神経質になり過ぎではないか。
- 個人による出訴ができず、なおかつ違法な状況が続くと困るという状況がある場合、広く薄く住民の利益が阻害されるとか、あるいはもっとダイレクトに国の利益から看過しがたいとか、そういう状況に対して、何らかの改正が必要になるのではないか。
- 個人が争える場合や、他に争う方法がある場合には、国が出ていく必要はないのではないか。

- 裁判に訴えてまでこういった問題を議論してもらうには、それなりの利益がないといけないという、1つの縛りをつける必要があるかという感じがしないでもない。
- 私人が立ち上がればいいということになると、住民訴訟で、住民が立ち上がれば国が出る必要がないという場合が非常に多くなるが、それでいいとするか、やはり国の責任で訴訟制度を用意するか、議論の対象になる。

＜立法事実について＞

- 新たな訴訟類型を設けようとする場合には、既にある立法事実のみならず、想定される立法事実を含めて整理する必要があるのではないか。

2. 国等から訴え提起等に向けた手続きを開始できる場合について

- 是正の要求等に関し、地方公共団体側から審査の申出が行われないうまま申立期間が経過した場合、その適法性が確定するかどうかという点については、他の訴訟において違法であることの主張が認められていることから明らかなように、適法性が確定しているものではない。
- 出訴期間を経過したということで、地方公共団体の違法性の主張を遮断することはありません。一方で、やはり違法性の主張を認めるべきだという考え方もあり得る。
- 裁判所の判決に間接強制などの執行力を持たせないのであれば、申立期間が経過した場合には、既になされた是正の要求等が違法であるとの主張を地方公共団体に認めないこととしても良いのではないかと。一方で、裁判所の判決に執行力を持たせるのであれば、申立期間が経過した場合であっても、既になされた是正の要求等についても改めて裁判において争えるようにすべきではないかと。
- 強制手段が仮にないとしても、新たな国からの訴えを設ける場合には、裁判所の判決の事実上の権威で地方公共団体を従わせようということになる。司法の権威を高めるという観点からは、申立期間が経過した場合であっても、既に行われた是正

の要求等の違法性について双方から主張立証させて、裁判所が判断を下すとするべきではないか。

- 判決に執行力を持たせるのであれば、申立期間を徒過した場合であっても、裁判所において適法性を争えることとするべきではないか。
- 民事訴訟では、例えば、株主総会の決議取消訴訟など、形成訴訟の中には、一定の提訴の期間が徒過したことを理由に、決議が実体法上、違法性があっても、その主張ができなくなるものもある。
- 行政処分について私人が争わず、その際、行政が司法的執行をする場合に、私人が争わなかったことをもって行政処分の適法性は確定してしまったと考えるか、あるいは、裁判所で適法性を含めて全面的に審査するか、制度の仕組み方としては両方あり得るのではないか。
- 失権することがわかっていながら権利を行使しなかった人が、権利を行使したときにできたはずの主張を、失権した後でもできるという説明は難しいのではないか。

3. 訴訟の形態について

- 自治法に基づく是正の要求及び是正の指示は、地方公共団体の具体的な事務処理に関し行うものであり事前に行うことはできないが、個別法に規定された指示の中には差止訴訟につながるような事前の指示もあり得ることにかんがみると、差止訴訟の類型も検討事項となり得る。
- 仮に執行力がない違法確認であったとしても、違法確認をすることによって一定の効果が生じる場合があるだろうから、それで良いのではないか。

4. 「訴え提起に向けた指示」について

- 民事訴訟では、抽象的不作為命令という議論があり、例えば、不作為請求訴訟で差止めを求める場合、ある程度具体的に予想される行為類型を請求のときに明示すべきであるというのが一般的な理解であり、判決に間接強制等の執行力を持たせるのであれば、地方公共団体が行うべき措置が具体的である必要があるのではないかと。一方で、判決に執行力を持たせないのであれば、訴訟物の特定は、訴訟の段階でだけ問題になるのであるから、当事者の攻撃防御が的確に集中でき、かつ裁判所が適切な判断を下せる程度の特定ということになり、今の民事訴訟で考えられているものより、もう少し緩いものでもよいのではないかと。
- 民事訴訟では、例えば騒音差止訴訟において、裁判所は行政庁に具体的な措置を命ずるよりも、一定の音量以下にすべきことを命ずることとし、そのための具体的な措置については行政庁にゆだねることが適当である、ある程度抽象的な訴訟物の特定でも、被告の裁量で判決後、措置をすることがむしろよい、との見解も、学会では有力説となっている。
- 訴訟物が抽象的では、代替執行を考える場合には、執行裁判所が大変困るのではないかと。
- 自治体の裁量を、どの段階で誰が縮減させることができるか、司法権ならそれを縮減できると考えるか、という問題ではないかと。
- 是正の要求等の違法性を、義務付け訴訟であっても争いの対象と考えるのか、それとプラスアルファのことを訴訟段階で加えることができるのかということ、どちらかということと前者の側で来ているのではないかという気はするが、学説の中には、行政過程と司法判断過程を柔軟に捉えて、主張のあり方を柔軟に考えるという考え方はあると思う。
- 是正の要求等において地方公共団体の裁量を認めているとしても、そこで一度自治体に判断の機会を与えているのであるから、それを行わなかった場合に、国が、その範囲内である程度特定して、直ちに義務付け訴訟を起こすことができるとし、訴訟の前段階で改めて特定のための指示をする必要はないとすることは、可能ではないかと。

5. 訴え提起に向けた「加重要件」について

(1. 総論について＜国による訴え提起等の必要性について＞参照)

6. 判決の執行力を担保する仕組みについて

- 仮に執行力がない違法確認であったとしても、違法確認をすることによって一定の効果が生じる場合があるだろうから、それで良いのではないか。(再掲)
- 違法ということを認めた上でなお法律に従わない地方公共団体に対し、裁判所が義務付けの判決を行ったとしても、判決の執行力を担保する措置がなければ従わないのではないか。
- 例えば住基ネットの事例のようなことを考えれば、間接強制しかないのではないか。
- 現在の地方側からの訴えについても、特段の執行力の担保措置がないこととのバランスを考える必要があるのではないか。

7. 国地方係争処理委員会等の審査・勧告について

8. 国等からの訴え提起等以外の方策について

- 例えば、違法と思われる状態が継続した場合、当該地方公共団体に住民の意思を確認することを義務付ける仕組みがあり得るのではないか。
- 公益を実現するための方法としては、地方公共団体が事務を行わない場合に国が自らの権限として当該事務を行うといういわゆる並行権限を個別法に設けることも、対策として考えられるのではないか。

分権一括法における国の関与等の見直し

国の関与等のあり方全体を抜本的に見直し、地方自治法において、その原則、基準、手続等について新たなルールを創設。

- (1) 機関委任事務制度の下での包括的指揮監督権の廃止（旧第 150 条、第 151 条の削除）。
- (2) 法定主義の明文化（第 245 条の 2）
…関与は法律又はこれに基づく政令の根拠を要する。
- (3) 基本原則の明文化（第 245 条の 3）
…関与は必要最小限のものとし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない。
- (4) 事務区分に応じた関与の基本類型を提示し、基本類型以外の関与を設けることを制限（第 245 条の 3）。
個別法に基づく関与を基本類型にできる限り集約することとし、整理縮小。
- (5) 手続ルールの創設（第 246 条～第 250 条の 6）
…書面主義、許認可の審査基準の設定、標準処理期間の設定等。
- (6) 係争処理手続の創設（第 250 条の 7～第 252 条）。

旧
制
度

○団体事務 (公共事務・団体委任事務・行政事務)	○機関委任事務
<u>・助言・勧告（第245条）</u> <u>・資料の提出の要求（第245条）</u> <u>・是正措置要求（第246条の2）</u>	・ 包括的な指揮監督権 (第150条、第151条) 認可権・訓令権・監視権・取消停止権 等 手段方法について法令の規定不要 <u>・助言・勧告（第245条）</u> <u>・資料の提出の要求（第245条）</u> <u>・是正措置要求（第246条の2）</u> <u>・職務執行命令（代執行：第151条の2）</u>
※その他個別法に基づく関与	※その他個別法に基づく関与

地方分権一括法による事務区分の見直し

現
行
制
度

○自治事務	○法定受託事務
—— 関与の基本類型 —— <u>・助言・勧告（第245条の4）</u> (<u>是正の勧告（第245条の6）</u>) <u>・資料の提出の要求（第245条の4）</u> ・協議 <u>・是正の要求（第245条の5）</u> ※その他個別法に基づく関与 ・同意、許可・認可・承認、指示 一定の場合に限定 ・代執行、その他の関与 できる限り設けない	—— 関与の基本類型 —— <u>・助言・勧告（第245条の4）</u> <u>・資料の提出の要求（第245条の4）</u> ・協議 ・同意 ・許可・認可・承認 ・指示(<u>是正の指示（第245条の7）</u>) <u>・代執行（第245条の8）</u> ※その他個別法に基づく関与 できる限り設けない

(注) _____ は、地方自治法に一般的な根拠規定が置かれている関与

地方分権一括法における検討の経緯 (地方公共団体側からの審査申出等部分抜粋)

地方分権推進委員会第4次勧告―分権型社会の創造―（抄）
(平成9年10月9日)

第3章 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み

II 国と地方公共団体との間の係争処理手続

1 国地方係争処理委員会における審査及び勧告等

(2) 審査の申出

- ① 地方公共団体の長又は行政委員会（以下「地方公共団体の長等」という。）は、地方公共団体に対する国の関与に不服がある場合、国地方係争処理委員会に対して、審査の申出をすることができる。

ただし、法律に特別の定めのある場合及び地方公共団体がその固有の資格において関与の相手方となるものではない場合は、この限りではない。

* 地方公共団体がその固有の資格において相手方となるものでない関与に関する不服は、行政不服審査法に定める不服審査手続により処理されるものとする。

2 裁判所における訴訟及び判決

(1) 訴訟の提起

① 地方公共団体の長等の訴訟の提起

地方公共団体の長等は、国地方係争処理委員会に審査の申出をした場合において、次のいずれかに該当するときは、一定の出訴期間内に、関与（事前協議等を除く。以下同じ。）を行った国の行政機関の長を相手方として、当該関与に係る不服の訴え（関与の取消しの訴え等）を提起することができる。

* 審査申出前置とする。なお、当該審査申出は、適法な審査申出でなければならない。

* 国が合意（又は同意）、許認可等をしない場合については、地方公共団体の長等は、合意（又は同意）、許認可等をしないことの違法確認の訴えを提起する（国が不合意（又は不同意）、不許可・不認可等の行為を行った場合には、その取消しの訴えを提起する）ことになる。

ア 国地方係争処理委員会が所定の期間内に勧告又は通告を行わないとき

イ 国地方係争処理委員会の勧告又は通告に不服があるとき

ウ 国地方係争処理委員会の勧告を受けた国の行政機関の長が所定の期間内に措置を講じないとき

エ 国地方係争処理委員会の勧告を受けた国の行政機関の長が講じた措置に不服があるとき

地方分権推進計画（抄）
（平成１０年５月２９日閣議決定）

第２ 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

５ 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み

地方公共団体に対する国の関与の適正の確保を担保するため、国と地方公共団体との間で係争が生じた場合に、行政内部において公平・中立な機関により処理し、さらには司法手続による解決を図ることとし、以下に示すような仕組みを設けるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 国地方係争処理委員会における審査及び勧告等

ア 審査の対象となる国の関与

国地方係争処理委員会の審査の対象となる国の関与は、権力的な又は処分性のある関与（ただし、４(1)ケに定める代執行を除く。）、４(1)エに定める是正措置要求その他これに類する関与及び法律又はこれに基づく政令（以下第２において「法令」という。）の定めるところにより地方公共団体と行う協議とする。

権力的な又は処分性のある関与とは、おおむね以下に掲げるような関与である。

- a 法令の定めるところにより、同意等を求める地方公共団体の申出等に対して行う諾否の応答
- b ４(1)ク(ウ)に定める是正措置を講ずべき旨の指示その他の法令の定めるところにより特定の地方公共団体を名あて人として直接にこれに義務を課す関与（ただし、４(1)に定める法令所管大臣が地方自治法第１５１条の２の手続に準じて行う是正すべき旨の指示を除く。）又は法令の定めるところによりその権限の行使を制限する関与
- c 法令の定めるところにより、地方公共団体の行為を取り消し若しくは撤回する関与又はその効力を停止する関与（ただし、行政不服審査法に基づき審査庁等として行う審査請求等に対する裁決その他これに類する関与を除く。）

イ 地方公共団体の長等による審査の申出

- (ア) 地方公共団体の長等は、その担任する事務の管理及び執行に関する国の関与について不服があるときは、国地方係争処理委員会に対し、審査の申出をすることができる。
- (イ) 審査の申出には、期間制限を設ける。ただし、協議に係る審査の申出又は同意等を求める申出等に対し諾否の応答をしない場合に係る審査の申出については、期間制限を設けない。
- (ウ) 審査の申出をしようとするときは、一定期間前までに相手方に対しその旨を通知しなければならない。
- (エ) 審査の申出は、国の関与の効力に影響を及ぼさない。
- (オ) 審査の申出は、これを濫用してはならない。

ウ 審査の手続

国地方係争処理委員会により行われる審査の手続については、基本的には一般の行政不服審査における手続に準ずる。

エ 勧告及び通告

- (ア) 地方公共団体の長等による審査の申出に対する勧告及び通告

国地方係争処理委員会は、審査の申出を不適法として却下する場合を除き、一定の期間内に、審査の結果に基づき、次のとおり勧告又は通告をしなければならない。

a 自治事務に対する国の関与（協議を除く。）については、当該関与が法令に違反し、又は著しく不当であるときは、当該関与を行った国の行政機関の長に対し、期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を審査申出人に通告し、かつ、これを公表する。

また、法令に違反せず、かつ、著しく不当でないときは、当該国の行政機関の長及び審査申出人に対し、審査の申出には理由がない旨を通告するとともに、これを公表する。

b 法定受託事務に対する国の関与（協議を除く。）については、当該関与が違法であるときは、当該関与を行った国の行政機関の長に対し、期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を審査申出人に通告し、かつ、これを公表する。

また、違法でないときは、当該国の行政機関の長及び審査申出人に対し、審査の申出には理由がない旨を通告するとともに、これを公表する。

c 協議については、審査申出人がその義務を果たしたときは、当該協議の相手方である国の行政機関の長及び審査申出人に対し、その旨を通告するとともに、これを公表する。

また、義務を果たしていないときは、当該国の行政機関の長及び審査申出人に対し、その旨を通告するとともに、これを公表する。

(イ) 勧告又は通告は、文書をもって行い、かつ、理由を付し、委員がこれに署名押印しなければならない。理由は具体的に記載しなければならない。

オ 国の行政機関の長の措置

(ア) 勧告を受けた国の行政機関の長は、当該勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を国地方係争処理委員会に通知しなければならない。この場合において、国地方係争処理委員会は、当該通知に係る事項を審査申出人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

(イ) 国地方係争処理委員会は、勧告を受けた国の行政機関の長に対し、その講じた措置についての説明を求めることができる。

カ 調停

(ア) 国地方係争処理委員会は、審査の過程において、事案が調停により解決されると判断したときは、審査申出人及び国の行政機関の長に対し、職権で調停案を提示することができる。

(イ) 調停案が双方の当事者により受諾されたときは、当該調停案の内容を内容とする勧告が、双方の当事者に対して行われたものとみなす。

(4) 裁判所における訴訟及び判決

ア 地方公共団体の長等による訴訟の提起

地方公共団体の長等は、国地方係争処理委員会に審査の申出をした場合において、次のいずれかに該当するときは、一定の出訴期間内に、国の関与（協議を除く。以下第2において同じ。）を行った国の行政機関の長を相手方として、当該関与に係る不服の訴え（関与の取消しの訴え及び関与の不作为の違法確認の訴え）を提起することができる。

a 国地方係争処理委員会が所定の期間内に勧告又は通告を行わないとき。

b 国地方係争処理委員会の勧告又は通告に不服があるとき。

c 国地方係争処理委員会の勧告を受けた国の行政機関の長が所定の期間内に措置を講じないとき。

d 国地方係争処理委員会の勧告を受けた国の行政機関の長が講じた措置に不服があるとき。

イ 訴訟の類型及び判断の対象

(ア) これらの訴訟は、地方公共団体に対する国の関与に関する国と地方公共団体との間の係争に係る訴訟であり、行政事件訴訟法（昭和37年法律第137号）における「機関訴訟」の一類型であ

る。

(イ) これらの訴訟における判断の対象は、地方公共団体に対する国の関与の法律上の適否である。

ウ 裁判手続

(イ) この訴訟は、国の関与の相手方となった地方公共団体の区域を管轄する高等裁判所の専属管轄とする。

(ロ) この訴訟は、機関訴訟の一類型として、原則的には行政事件訴訟法の規定による。

(ハ) 手続の迅速性を確保するため、以下のような規定を設ける。

a 原告に被告への出訴の通知義務を課す。

b 訴えを受けた裁判所は、訴えの提起があった日から15日以内の日をもって口頭弁論の期日と定めなければならない。

c 上告期間は一週間とする。

(ニ) その他必要な事項は最高裁判所規則に委任する。

エ 判決の効果

(イ) 関与の取消しの訴えにおいて、判決により関与が取り消された場合には、当該関与が遡及的に消滅し、当事者及び関係行政機関は、同一の状況下において、同一の地方公共団体に対し、同一の関与をすることができない。

(ロ) 上記の場合を除くほか、関与を取り消す判決の効果は、当事者及び関係行政機関以外の行政機関並びに一般私人と各当事者との関係には及ばない。

(ハ) 以上のほか、関与の取消しの訴えにおける棄却又は却下の判決の効果及び関与の不作为の違法確認の訴えの判決の効果は、一般の訴訟の判決の効果と同様である。

地方分権一括法における検討の経緯 (国側からの審査申出等部分抜粋)

地方分権推進委員会第4次勧告―分権型社会の創造―（抄）
(平成9年10月9日)

第3章 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み

Ⅱ 国と地方公共団体との間の係争処理手続

1 国地方係争処理委員会における審査及び勧告等

(2) 審査の申出

③ 国の行政機関の長は、是正措置要求又は指示の相手方である地方公共団体の長等が、②の審査申出期間内に審査の申出をせず、かつ、是正措置要求又は指示に従わないときは、国地方係争処理委員会に対して、審査の申出をすることができる。

＊ 事前協議、合意（又は同意）、許認可等については、国は、地方公共団体が事前協議を経ず又は合意（若しくは同意）、許認可等を得ずに行った行為そのものについて審査の申出をするのではなく、これらの行為に対して国が是正措置要求又は指示をすることを前提として、当該是正措置要求又は指示に従わないことについて審査の申出を認めることとする。

2 裁判所における訴訟及び判決

(1) 訴訟の提起

① 地方公共団体の長等の訴訟の提起

(略)

② 国の行政機関の長の訴訟の提起

国の行政機関の長は、次のいずれかに該当するときは、是正措置要求又は指示の相手方である地方公共団体の長等を相手方として、当該是正措置要求又は指示に従わないことが違法であることの確認の訴えを提起することができる。

ア 是正措置要求又は指示の相手方である地方公共団体の長等が、当該是正措置要求又は指示について国地方係争処理委員会に審査の申出をした場合において、当該地方公共団体の長等が、①の出訴期間内に適法に出訴せず、かつ、当該是正措置要求又は指示に従わないとき

イ 是正措置要求又は指示の相手方である地方公共団体の長等が、当該是正措置要求又は指示の取消しの訴えを提起した場合において、請求を棄却する判決が確定したにもかかわらず、なお当該地方公共団体の長等が当該是正措置要求又は指示に従わないとき

ウ 国の行政機関の長が、是正措置要求又は指示の相手方である地方公共団体の長等が当該是正措置要求又は指示に従わないことについて国地方係争処理委員会に審査の申出をした場合において、次のいずれかに該当するとき

ア) 国地方係争処理委員会が所定の期間内に勧告又は通告を行わないとき

イ) 国地方係争処理委員会の勧告又は通告に不服があるとき

ウ) 国地方係争処理委員会の勧告を受けた地方公共団体の長等が所定の期間内に措置を講じないとき

エ) 国地方係争処理委員会の勧告を受けた地方公共団体の長等が講じた措置に不服があるとき

**機関委任事務制度の廃止後における地方公共団体の事務のあり方
及び一連の関連する制度のあり方についての大綱（抄）**
（平成 9 年 1 2 月 2 4 日 自治省）

第 3 章 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み

第 2 節 国と地方公共団体との間の係争処理手続

第 32 国 の行政機関の長による審査の申出及び訴訟の提起

国の関与のうち是正措置要求等又は指示等については、当該関与が取り消されない限りこれを受けて地方公共団体が措置を講じなければ違法であることを踏まえると、国地方係争処理委員会や裁判所が「当該関与に従わないことが違法であること」を確認しても当該関与の法律上の効力に影響があるわけではなく、法的な意味においては、必ずしも違法であることを確認するための手続を設ける必要性はないとも考えられる。

このような点を踏まえ、「国の行政機関の長による地方公共団体が関与に従わないことの違法確認の審査の申出及び訴訟の提起」については、今後法制的に整理するものとする。

地方分権推進計画（抄）
（平成 1 0 年 5 月 2 9 日閣議決定）

第 2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

5 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み

地方公共団体に対する国の関与の適正の確保を担保するため、国と地方公共団体との間で係争が生じた場合に、行政内部において公平・中立な機関により処理し、さらには司法手続による解決を図ることとし、以下に示すような仕組みを設けるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 国地方係争処理委員会における審査及び勧告等

ア (略)

イ 地方公共団体の長等による審査の申出

ウ～カ (略)

(4) 裁判所における訴訟及び判決

ア 地方公共団体の長等による訴訟の提起

イ～エ (略)